

公立・公共論争

河井 弘志(立教大学)

昨冬、図書館史研究会の研究大会(大阪)で、森耕一(京都大学)、清水正三(前立教大学)両氏の間で public library に対する邦語訳として「公立図書館」を用いるべきか、「公共図書館」を用いるべきかについての論争が行われ、論争の少ない図書館学界に一陣の涼風をもたらした。

ところが、あれから既に一年にもなろうかというのに、図書館史や公共図書館の研究者の間で、この論争を更に進展させようとする試みがなされたことがない。是枝英子氏の著書に対しては山口源治郎氏の鋭い追求があり、図書館史研究に漸く厳しい緊張の気運がかもし出されてきたが、「公立・公共論争」に対しては、論者が大先学であるために畏れをなしたか、問題自体が大きすぎるためか、音なしの状態が続いている。図書館学の発展のためには実に遺憾なことである。そこで、トウロウの斧のそしりは免れないけれども、あえて同学諸賢の前に卑見を並べ、問題の重要性に対する御理解と、論の一層の展開への御示唆を仰ぐことにしたい。

森氏は先に「公立図書館原論」(全国学校図書館協議会 1983)を上梓し、「公共図書館ではなく、公立図書館」の立場をとることを明らかにした(p.18)。森氏は、イギリスの最初の「公立図書館法」成立期の、W. ユアートや E. エドワーズ等の public library の概念をたどりつつ、近代 public library の要件を ALA Glossary にならって「公開性」「公費による負担」「無料制」の三点にあるとし、public library は、私立図書館を含む「公共」図書館ではなく、「公立」図書館でなければならぬ、と主張した。

一方、清水氏は、public libraryにとって最も重要なことは、公費経営ではなく、「公開性」にあると考え、わが国の戦前・戦中の「公立」図書館が、皇国思想の普及や戦意高揚に力を入れて、読書の自由を尊重する本来の「公開性」から遠ざかり却って私立の大橋図書館等が「公開性」の原則を貫いたとのべ、私立図書館をも含む「公共」図書館を用いるべきだと主張した。

両氏とも、理念的にみれば、public libraryの要件が「公開性」「公費による負担」「無料制」の三点に集約されることには、おそらく異存はないはずである。一

体こうした論の対立ないし分裂が生ずる原因は、どこにあるのであろうか。

森氏はpublic libraryを、なによりも制度的な概念と考えるのにたいして、清水氏は主として機能的な概念と解している。もし、public libraryが上記三要件を、同時かつ完全にみたすものであれば、制度的に見ても、機能的にみても、public libraryの概念がくい違いを生ずることはない筈である。ところが各国のpublic libraryの歴史を思いおこすと、これら三要件が完全にみたされた例はきわめて限られていたし、現代においても決して普遍的であるとは言えない。つまり三要件が同等にみたされることは、歴史の現実の中では、きわめて困難なのである。

完全性が望み難いとなると、三要件の間に優先序列を認め、最低限みたしたい要件を中心に考えざるをえない。そこで、森氏は「公費による負担」「無料制」を基本要件として「公立」論の立場をとり、清水氏は、「公費」原則の有利さを犠牲にしてまでも、広義の「公開性」を重視して「公共」論に拠ったのである。

しかし、両氏に共通する歴然たる特色がある。それは両氏とも「公立」あるいは「公共」の概念に、強烈なる価値概念を付与していることである。つまり、「公立」あるいは「公共」なる概念を用いつつ、その中にそれぞれの念願する理念像を見ようとしているのである。このため森氏は、「無料制」の条件をみたさなかった「1951年3月31日以前に存在した日本の公立図書館は、その本質においては近代公立図書館ではなかった、といわざるをえない」とのべ(同書, p.33)、清水氏は、戦前・戦中は公立図書館に厳しい収集・利用の制限があり、却って私立図書館の方が、「公開性」の実をあげていた、と主張するのである。両理論とも結果において、戦前・戦中のpublic libraryを否定したのであるが、public libraryを歴史的現象としてみる場合、こうした理想主義は却って歴史の各時代のもつ意義の公正な理解を妨げることになりはしないだろうか。

すべての住民に図書館サービスを行き届かせるためには、「公立」「公費経営」「無料」が絶対不可欠条件であるが、地元の京都市立図書館が半ば民間委託という、原理を無視した方式でスタートしたために、森氏は自明と思われていた原理をもう一度ふりかざさなければならなくなったのであろう。しかし、それとは別に、森氏は、public libraryが「不偏不党の立場」をとるべきであるならば、「寄贈および寄付金に依存」しないで「財政的に自立しなければならない」とするエドワーズの理論を紹介している(pp. 30-31)。つまり、public libraryは、「公費による負担」「公立」という条件をみたすことによってはじめて「不偏不党」でありうる、とい

う理論である。ところが、清水氏は、是枝英子氏の研究による上郷村の図書館が、一度は公立化への勧誘を排して私立の立場を守り、これによって政府支配を免れ、住民のニーズをみたしうる「公開性」を維持しようとした例、現代の公共図書館が「公立」であるが故に、問題のある図書のアつかいで行政当局から直接・間接の規制を受けている例などをとりあげて、「公立」であるためにかえって広義「公開性」が損なわれることへの憂慮を隠そうとしない。さらには、同じ理由から「図書館法」第26条「国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え・・・てはならない」との、公権力の支配排除の原則の重要性を力説する。

市民の読書の自由を内容とする「公開性」の原則を貫くためには、「公立」であった方がいいのか、ない方がいいのか。この問題は、「公立」図書館行政の本質にかかわる重大な問題である。おそらく森氏の理論の背後には、「国家が財政権を持ち、条件整備を行うが、教育の内的事項には殆ど関与しない」（注）イギリス型教育行政の原理が潜んでいるであろうし、清水氏の所論は、氏自身の戦中の経験をも含めて日本の公権力の思想統制の歴史と近年の動向に対する抜き難い不信感で貫かれている。こうなると、「公立」「公共」論争は、単なる用語問題や重点の置きかたの問題ではなく、図書館行政の現状認識の問題となってくる。

しかも、図書館行政のこうした「現状」は、今日までの図書館史の最終段階として存在する。のみならず、「公立・無料」を重視する現状認識も、公権力への不信に紐縛された現状認識も、それ自体が図書館史の中で形成された認識に他ならない。言い換えれば、「公立」「公共」の概念自体、歴史的に変動するのである。こう考えることによって初めて、数世紀にわたる「公立」図書館史を論ずる意味が出てくるのではなからうか。

（注）河井「図書館の中立性について」「“図書館の自由”を考える資料集」第2集、図書館問題研究会東京支部、1976、p.39

（受理 昭和59年10月1日）

- * 第10回運営委員会は12月2日、インドネシアラヤ（東京、有楽町）で午後5時から8時まで開催した。昭和60年度の事業内容、「図書館史研究」（第2号）の編集方針などについて話し合った。出席は、小川徹、工藤一郎、石井敦、常盤繁、河井弘志、阪田蓉子、川崎良孝。なお、油井澄子（国立教育研究所）がオブザーバーとして参加した。次回の運営委員会は、60年4月22日（月）に東京で開催することに決定した。

「図書館史研究」(第二号, 昭和60年8月刊行予定)の原稿を

下記の要領で募集します。

- A. 欧米の図書館史に関する論文
- B. 400字づめ原稿用紙(横書き)30枚から40枚
- C. 提出期限 昭和60年3月末日
- D. 送付先

図書館情報大学内 寺田光孝

なお、投稿者は、題名、要旨(400字×2枚)、および論文の枚数を60年2月10日までに、上記の寺田光孝宛にお送り下さい。

* ニュース・レターに掲載する図書館史についての短い原稿を募集しています。

内容

- 1. 単行書の書評
- 2. 資料紹介
- 3. 海外文献の紹介や論評
- 4. 論文の紹介と論評 など

投稿規定

- 1. 枚数 横書き原稿用紙400字づめ12枚以内
- 2. 送付先 椋山女学園大学(事務局)
- 3. 原則として、送付された原稿は、次回のニュース・レターに掲載する。

* 事務局より

新入会員

受贈図書 「図書館学大綱」和田万吉 日本図書館協会

「京都産業大学図書館三十年史」 など

会員名簿を同封しましたが、誤り、訂正がありましたら、事務局までお知らせ下さい。

(文責 川崎良孝)